

(その1)

令和 2 年分

( 年 月 日開催分)

会計	繰越	検算	転記	
#	#	コ	山	夕

「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。

# 収支報告書

(ふりがな)

1 政治団体の名称

〒 570-0063

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の氏名

4 会計責任者の氏名

はるか
はるか
守口市大門町 2-8
伊藤 央
竹内 太司朗

## 政治団体の区分

- 政 党
- 政 党 の 支 部
- 政 治 資 金 団 体
- 政 治 資 金 規 正 法 第 18 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ る 政 治 団 体
- そ の 他 の 政 治 団 体
- そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部

## 活動区域の区分

- 2 以上 の 都 道 府 県 の 区 域 等
- 同 一 の 都 道 府 県 の 区 域 内

事務担当者の氏名

(電話)

(電話)

## 資金管理団体の指定の有無

- 有
- 無

公職の種類 (現・候)  
(選挙区) 選挙区

資金管理団体の届出をした者の氏名

## 国会議員関係政治団体の区分

- 政 治 資 金 規 正 法 第 19 条 の 7 第 1 項 第 1 号 に 係 る 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体
- 政 治 資 金 規 正 法 第 19 条 の 7 第 1 項 第 2 号 に 係 る 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体

公職の候補者の氏名

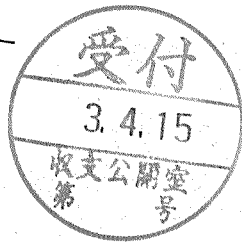
公職の種類

## 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで

## 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで



団体コード	年分	届出年月日	解散年月日	告示用コード
		R		

# 収 支 の 状 況

(その2)

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	十億	百万	千	円
		125000	71	
(前年からの繰越額)				0
(本年の収入額)		125000	71	
支 出 総 額	十億	百万	千	円
		123888	7	
翌年への繰越額		112611	84	

## 2 収入項目別金額の内訳

### (1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	十億	百万	千	円
		310000	000	
員数 (党費又は会費を納入した人の数)				62

### (2) 寄 附

ア 寄附 (イを除く。) の区分	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個人からの寄附		94000	000		
(うち特定寄附)				0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	
(ウ) 政治団体からの寄附				0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)		94000	000		
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)				0	
イ 政党匿名寄附				0	
合 計 (ア+イ)		94000	000		





(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目		金 額							備 考			
		十億	百万	千	円	本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出						
(1) 支出の総括表												
1	経常経費											
(1)	人件費					3	9	6	7	5	0	
(2)	光熱水費										0	
(3)	備品・消耗品費						6	5	0	5	9	
(4)	事務所費										0	
	小計					4	6	1	8	0	9	
2	政治活動費											
(1)	組織活動費					4	5	5	9	6	1	
(2)	選挙関係費										0	
(3)	機関紙誌の発行費 その他の事業費						3	0	2	2	0	
	(ア機関紙誌の発行事業費)										0	
	(イ宣伝事業費)										0	
	(ウ政治資金パーティー開催事業費)										0	
	(エその他の事業費)						3	0	2	2	0	
(4)	調査研究費					2	7	1	8	4	9	
(5)	寄附・交付金										0	
(6)	その他の経費						1	9	0	4	8	
	小計					7	7	7	0	7	8	
	合計					1	2	3	8	8	8	7









(3) 政治活動費の内訳						項目別区分 調査研究費			(政策勉強会 [200m])			
支出の目的	金額					年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団 体にあつては、主たる事務 所の所在地)	備考			
	十億	百万	千	円								
講師謝礼			5	0	0	0	2.9.17	松田 卓	東京都港区赤坂9-1-7-472			
この頁の小計			5	0	0	0						
その他の支出											4	4
合計			5	0	4	4						0

(その15)

(3) 政治活動費の内訳						項目別区分 <u>調査研究費</u> <u>(研修会参加費)</u>				
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団 体にあつては、主たる事務 所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円						
この頁の小計									0	
その他の支出						221409				
合計						221409				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分			その他の経費		( 200万 使用料 )	
					年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)		支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所 の所在地)		備考	
支出の目的	金額										
	十億	百万	千	円							
この頁の小計										0	
その他の支出						1	8	5	9	8	
合計						1	8	5	9	8	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分		( 予立金 繰入金 ) その他の経費		
					年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)			
支 出 の 目 的	金 額				十 億	百 万	千	円	
こ の 頁 の 小 計									0
そ の 他 の 支 出									10
合 計									10



(その17)

# 資産等の状況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

# 宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 3 月 25 日

政治団体の名称

はるか

会計責任者の氏名

竹内 太司朗



解散の場合のみ下欄を記入すること

( 代表者の氏名



(備考) 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2 「(代表者の氏名)」欄は、解散の場合のみ記入すること。その場合、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。